

重粒子線治療の対象について ～前立腺がんの場合～

【対象となる場合】

- ✿ 前立腺生検でがんと診断され、リンパ節や他の臓器に転移していない場合
- + 手術可否を問いません
- + ホルモン治療が既に始まっても対象となります

【対象とならない場合】

- 膀胱頸部を超える広範な膀胱浸潤がある場合
- 直腸浸潤がある場合
- 治療範囲内に活動性の感染症がある場合
- その他医師が治療困難と判断した場合

【費用について】

- ◆ 重粒子線治療：公的保険適用（1～3割負担）
- ※ 高額療養費制度適用：実際の負担額は収入と年齢によって決まる月ごとの自己負担上限額となります。最新の情報は厚生労働省のホームページでご確認ください

 リーフレットはこちら

https://hic-east.jp/_acms2025/media-download/309/9534c8f55f1dac93/PDF/

